



MSP-E 防災会 オリエンテーション マテリアル

2024年4月



MSP-E 防災会設立について

私たちの住む日本は、「災害列島」と呼ばれている程、自然災害の多い国です。

この約30年の間にも、数回の大災害に遭遇し悲惨な現場を目の当たりにしてきました。そして、これから、私たちは、発生すると予想される「南海トラフ大地震と津波」に立ち向かわなければなりません。

何時起こるかわからない災害から逃げることは出来ませんが、私たちが「**協同**」して備えることによって被害を最小限に留める事は出来るはずです。**(減災)**

防災会は、MSP-E皆さんが数年の歳月を掛け知恵と経験を持ち寄り、専門家の意見を聞き議論を重ね、2018/19年度通常総会(開催:2019/5/18)で、承認され、設立されました。



MSP-E 防災会

MSP-E防災会はすべての住民が参加することを前提として、**平常時**には防災機器の調達、訓練と学習、要支援者との交流などを行い**災害時**には率先して救援活動が出来る組織を目指す。

一人一人が防災・減災の主役”

◎第一に”自助” まず自分自身と家族の安全確保

◎第二に”共助” 余力が出来たら助けを必要としている方への支援

◎摩耶シーサイドプレイスイースト(MSP-E)災害対策の考え

当マンションは「**震度6強以上**」の地震にも耐えられる**新耐震基準**で建築されていますので、地震による倒壊等の可能性は少ないと思われ
ます。従って、地震発生時は、

1. 極力「**自宅内**」に留まってください。(在宅避難)
2. 「**津波警報**」が発令された時は、当マンションの**3階以上の上階**に避難してください(垂直避難)。
3. 階段は上層階への避難時、避難はしごは火災発生時にのみ使用してください。

・想定外の出来事も起こる可能性があります。情報は常に確認してください。その時、あわてないように、事前の準備をしておくことが大切です。



MSP-E管理組合と防災会

・活動の主体(管理組合/防災会の主体性を尊重し協力する)

	主 体	支 援
平常時	MSP-E管理組合理事会	MSP-E防災会



・平常時の主体活動は、管理組合であり、防災会は、「防災・減災対策」の実施、防災意識の啓蒙活動、訓練、研修等の実施や参加。緊急災害対策本部設置:基準を満たした場合、管理組合理事長/防災会会長との話し合いの上、管理組合理事長の宣言により設置。

	主 体	支 援
災害時 災害対策本部設後	管理組合理事会 防災会	防災会 管理組合理事会



・MSP-E防災会(緊急災害対策本部)の活動は、本部設置後、原則として最長72時間とし、その後の活動は理事会に引き継ぐ但し理事長と対策本部長との協議により、活動期間を延長する事ができる。

MSP-E防災会の役割

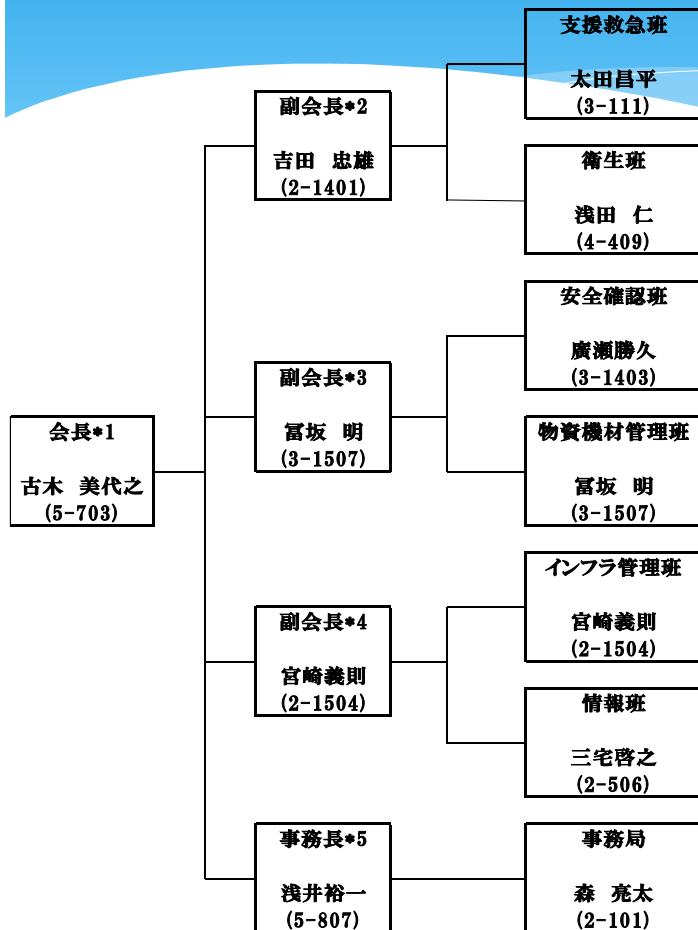
平常時	<p>自分の身のまわり、家庭の防災・減災対策の実施。地域や企業における防災意識の啓蒙活動、訓練、研修等の実施や参加。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 家庭、地域社会や職場などの話し合いや訓練、備蓄など防災対策を実施する。・ 自分の住んでいる地域の災害発生の可能性を調査し、対応を考える。・ 家具の固定や建物の耐震診断・補強などを実施、周囲への普及に努める。・ 避難経路、避難場所の確認、安否確認方法を確認する。・ マンション等、集合住宅等の防災対策を講じる。・ 地域防災計画作成を推進する。・ 地域や自治体と協力して、“災害時要配慮者名簿”を作成し、災害時に対応する。・ 住民を対象として、防災訓練、避難所開設訓練等を企画、実施する。・ 住民への、AED・応急手当、初期消火訓練の実施する。
災害発生時	<p>消防や警察、自衛隊などの公的支援が到着するまで、被害の軽減を図り、消化活動や救出、救助、避難誘導等行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ まず自分/家族の身を守る。次に周囲の人々の安全を確認し、手助けを必要とする人を支援する。安否確認を行う。・ 災害時要配慮者への支援を行う。・ 初期消火、救出救援、けが人の応急手当、搬送を行う。・ 周囲の人々に呼びかけ安全な避難を心掛ける、率先避難者となる。・ 行政と連携して避難所の開設、運営にあたる。・ 正確、適切な情報収集に努め、周囲に伝達する。

MSP-E防災会組織と役割

2024年02月24日現在

平常時の役割

災害時の役割



救出資機材の確保、救出技術の、習得、救出訓練など

安否確認、初期消火活動、救出活動、防災関係機関 への、協力、公的避難所への誘導など

仮設トイレやゴミ処理対策の検討等

衛生対策の広報、防疫対策への協力など

危険物・危険個所の調査、防災上活用できる資源の調査など

※ 被災後の地域の巡回、危険物・危険個所の広報及び自動車の入出庫管理等

防災関連資機材の整備・日常点検等

防災関連資機材の搬出・運用、救援物資の配分、炊出し等配分、炊出しなど

給水・排水設備の日常点検など(長期修繕検討委員会との共同作業)

※ 給水・排水設備の使用停止及び使用再開の告知、エレベータや機械式駐車場などの使用の可否の広報活動等

防災に関する知識の普及、情報収集伝達、訓練等

情報の収集・伝達、記録、デマの防止・監視、防災関係機関との情報交換など

※:判断は副会長が行う。



- ・ 災害による被害が甚大かつ深刻な状況が発生し、又は予見される場合には、防災会会長と管理組合理事長は協議の上、管理組合理事長が、緊急災害対策本部の設置を宣言する。
- ・ 防災会会長は、災害対策本部長として活動する。

- ・ 防災会副会長は、防災会会長を補佐し、防災会の目的達成のための職務を遂行する。会長の職務を代行する場合がある。
- ・ 事務長は、防災会会長を補佐し、会の職務を遂行する。緊急災害対策本部設置後は、本部長を補佐する。

質疑応答